

墨田区居宅介護支援事業所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第23項</u>に規定する居宅介護支援事業を行うため、東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号に墨田区居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）を設置する。</p>	<p>〔同左〕 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第21項</u>に規定する居宅介護支援事業を行うため、東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号に墨田区居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）を設置する。</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。